

## 例　　言

- 1 この年報は、平成19年度における国民健康保険の事業状況を収録することを主な目的とするものであるが、国民健康保険事業全般についても過去年数の間における事業状況の推移を比較観察し、併せて利用者の便宜のために国民健康保険制度の概要及び沿革を掲載した。
- 2 この年報は、各保険者の平成19年度国民健康保険事業状況報告書（事業年報）、平成19年度国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）及び平成19年度国民健康保険診療施設事業状況報告書に基づいて編集したものである。
- 3 この年報における国民健康保険の経営主体の種別は、経営主体が市町村又は特別区の場合には市町村、国民健康保険組合である場合には国保組合と称した。
- 4 統計表（事業年報及び退職者医療事業年報）は、第1表から第6表までが年度別、月別に一般状況、保険給付状況等をしたものであり、また、第7表から第15表までが都道府県別に一般状況、経理状況、保険給付状況、診療状況などをみたものになっている。
- 5 国民健康保険の被保険者は、一般被保険者、退職被保険者等に区分され、一般被保険者は老人医療受給対象者とその他に分かれている。また、医療費等は国民健康保険分、退職者医療分及び老人保健分に区分されている。したがって、本統計表では被保険者数については総数、一般被保険者数（老人医療受給対象者を除く。）、退職者被保険者数及び老人医療受給対象者数ごとに集計し、また医療費等については、総数、国民健康保険分（一般被保険者分）と退職者医療分、国民健康保険分（一般被保険者分）、退職者医療分及び老人保健分の5つに分けて各々集計した。
- 6 世帯数及び被保険者数の年度平均値（平成19年度）は、市町村は平成19年3月から平成20年2月（3～2月ベース）、国民健康保険組合は平成19年4月から平成20年3月（4～3月ベース）の平均値であり、総数はそれぞれ異なるベースの値で合計している。
- 7 平成19年度の一般被保険者及び退職者医療分の療養の給付額について、市町村は平成19年3月診療分から平成20年2月診療分までの値を用いており、国民健康保険組合は平成19年4月診療分から平成20年3月診療分までの値を用いており、総数はそれぞれ異なるベースの値で合計している。なお1人当たり額の算出には年度平均被保険者数を用いている。
- 8 統計表において、合計項目の計数が各構成項目の合計値と一致しない場合があるが、これは四捨五入によるものである。
- 9 都道府県別の統計表（事業年報及び退職者医療事業年報）第7表から第15表において、国保組合の計数はその主たる事務所の所在地を管理する都道府県の計数に含めないで一括して別欄に国保組合合計として計上した。
- 10 統計表第6表及び第15表等の保険給付状況の諸率の計算の基礎となる件数、日数、費用額は次によって計上してある。
  - (1) 件　数　毎月支給決定された件数（療養の給付等については当該月の診療分、療養費等及び他の給付については当該月に支給決定された分）の総数である。
  - (2) 日　数　診療実日数である。ただし、調剤においては処方せん受付枚数、入院時食事療養費・

生活療養費においては回数としている。

(3) 費用額 診療報酬点数の費用額をいう。

費用額には患者の一部負担金及び感染症の予防及び感染症に対する医療に関する法律等他の制度によって負担された分を含むものである。

11 統計表などの「一部負担金」には、「薬剤一部負担金」が含まれている。

12 「入院時食事療養費・生活療養費」は、平成17年度以前は「入院時食事療養費」として、日数を単位として集計している。

13 統計表（国民健康保険診療施設事業状況報告書）における施設の種類は次の通りである。

イ 出張診療所（医師または歯科医師が常時勤務していないで、週または月の特定日にのみ出張して診療を行っている施設）

ロ その他の無床診療所（患者収容施設を有しない施設であって上記「イ」に該当しない場合）

ハ 有床診療所（19人以下の患者収容施設を有する診療施設）

二 病院（20人以上の患者収容施設を有する診療施設）

14 統計表の符号の用法は次のとおりである。

・ 統計項目のありえない場合

… 計数不明または計数を表章することが不適切な場合

－ 計数のない場合

0 計数が表章単位の1／2未満のもの

「－」 負数